写

健感発０４１５第５号
令和３年４月１５日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（　公　　印　　省　　略　）

令和３年度「ＨＩＶ検査普及週間」について

エイズ対策の推進につきましては、日頃から特段の御高配を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、令和３年３月１６日のエイズ動向委員会の発表によると、令和２年の新規ＨＩＶ感染者報告数（速報値）は７４０件で前年と比べて減少し、新規ＡＩＤＳ患者報告数（速報値）は３３６件で横ばいであったものの、新型コロナウイルス感染症に伴う検査機会の減少等の影響で検査件数等が減少しており、無症状感染者が十分に把握できていない可能性に留意する必要があります。

また、診断時に既にエイズを発症している割合は約３割ですが、前年から上昇しており、早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられます。

さらに、近年の保健所等におけるＨＩＶ抗体検査件数は過去最多であった平成２０年を大きく下回る状況が続いており、社会のＨＩＶへの関心の低下が懸念されています。

こうした状況から、検査・相談体制の充実は、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成３０年厚生労働省告示第９号。以下、「エイズ予防指針」という。）に基づき、引き続き、検査・相談体制の整備を図ることが重要です。

ＨＩＶ検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、検査受診希望者の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、ＨＩＶ検査の浸透・普及を図る機会とするものであり、令和３年度においても、別紙のとおり、「令和３年度「ＨＩＶ検査普及週間」実施要綱」を定めました。

つきましては、貴職におかれましても、本週間に際し、エイズに関する正しい知識等の啓発活動に特段の御高配をいただきますようお願いいたします。

なお、貴職以外の関係部署に対する本件の周知、協力方につきましても、特段の御配慮を頂きたく、併せてお願いいたします。

担　当
厚生労働省健康局結核感染症課
エイズ対策推進室　潟永・新井
電話 03(5253)1111　内線2096
FAX　03(3581)6251

（別紙）

令和３年度「ＨＩＶ検査普及週間」実施要綱

１　趣　　旨

令和３年３月１６日のエイズ動向委員会の発表によると、令和２年の新規ＨＩＶ感染者報告数（速報値）は７４０件で前年と比べて減少し、新規ＡＩＤＳ患者報告数（速報値）は３３６件で横ばいであったが、新型コロナウイルス感染症に伴う検査機会の減少等の影響で検査件数等が減少しており、無症状感染者が十分に把握できていない可能性に留意する必要がある。

また、診断時に既にエイズを発症している割合は約３割であるが、前年から上昇しており、早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられる。

さらに、近年の保健所等におけるＨＩＶ抗体検査件数は過去最多であった平成２０年を大きく下回る状況が続いており、社会のＨＩＶへの関心の低下が懸念されている。

こうした状況から、検査・相談体制の充実は、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成３０年厚生労働省告示第９号。以下「エイズ予防指針」という。）に基づき、引き続き、検査・相談体制の整備を図っていくことが重要である。

ＨＩＶ検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、利用の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、ＨＩＶ検査の浸透・普及を図る機会とするものである。

２　期　　間

令和３年６月１日(火)から同月７日（月）まで

３　主　　唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

４　主　　題（キャッチフレーズ）

各都道府県等によって適宜定めるものとする。

なお、ＨＩＶ検査ではなく、広く理解されやすくなるよう「ＨＩＶ（エイズ）検査」という名称を用いても構わない。

（例：「無料＋匿名＋ＨＩＶ（エイズ）検査＝保健所」等）

5　実施方法

（1）厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

本週間に係る全国的なキャンペーン活動を行うとともに、期間内における検査の日程及び会場等について、プレス発表等を通じて全国一斉に紹介することにより、広くＨＩＶ・エイズに対する関心の喚起を図る。

また、ＨＩＶ検査や相談・カウンセリングに係るマニュアル等を作成するなど、検査や相談に係る情報提供を行うことにより、都道府県等が行う検査・相談に対する技術的支援を行う。

（2）都道府県等

検査受診者の立場に立ち、地域における特性を踏まえながら、利便性やサービス向上に配慮した検査・相談体制の整備促進を図り、これにより、ＨＩＶ検査が地域住民にとって身近なものと捉えられるよう環境整備に努めること。

具体的には、平日夜間や土日における検査といった時間外検査や、迅速検査の実施はもとより、ＨＩＶ検査の普及を図るため、イベント等の機会と連動した検査の実施などを行う。

また、ＨＩＶ・エイズに係る正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検査・相談の利用に係る情報について、積極的な広報に努める。

6　留意事項

ＨＩＶ検査や相談に当たっては、検査受診者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、検査前及び検査後の相談の機会において、検査受診者の行動変容を促すため、適切な相談を行うよう努めること。

また、陽性が判明した場合については、医療機関の紹介等に当たり十分に説明する等配慮すること。

なお、ＨＩＶ検査、相談、イベント等については、新型コロナウイルス感染症の最新の発生状況、政府・厚生労働省等から発出する方針、通知等を踏まえ、実施の可否を判断すること。また、実施する場合には、適切な感染対策を講じること。

7　その他

本週間において実施するＨＩＶ検査・相談については、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金「特定感染症検査等事業（ＨＩＶ抗体検査及びエイズに関する相談事業）」の補助対象である。

また、ＨＩＶ検査・相談と併せて実施するイベント等については、「エイズ対策促進事業」の補助対象である。